

○岐阜県国民健康保険運営協議会条例（平成29年3月28日条例第15号）

（設置）

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法附則第7条の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、岐阜県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- 三 公益を代表する委員 3人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 3人

（任期）

第3条 協議会の委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

（会長）

第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。